

北区さくらガールズ規約

- 第1条 (名称) 本会は、北区さくらガールズと称します。
- 第2条 (事務所) 本会の事務所を本会の代表宅に置きます。
- 第3条 (目的) 本会は、北区内における女子サッカーの普及と発展、及び健全な女子サッカー選手と指導者の育成を目的として活動します。
- 第4条 (事業) 本会は、第3条の目的を達成するため、北区サッカー協会並びに(公財)東京都サッカー協会に加盟し、両協会の主催する大会・諸事業に参加するほか、練習会・合宿・練習試合・研修会などを開催します。
- 第5条 (運営) 本会の運営のために次の役員を置きます。
- 代表1名、副代表1名、事務局1名、会計1名(事務局・会計は兼任を認めます)
- 代表は本会を総括し、本会の運営を代表します。
 - 副代表と事務局は、代表を補佐し、代表不在もしくは事故あるとき、代表権限を代行します。
- 第6条 (運営機関及び会議) 本会は第5条に定めた役員によって運営されますが、必要に応じてコーチ会議を開催し、第7条第2項、第3項を協議します。
- 選手及び保護者は、チーム運営やチーム作りを役員とコーチに一任するものとします。(保護者会などは、説明とヒアリングの場として必要に応じて適宜開催しますが、それらは運営上の決定機関ではありません。)
- 第7条 (コーチ会議) コーチ会議は、第5条に定めた運営役員に各カテゴリーのコーチを加えて開催します。
- コーチ会議は、総監督や監督またコーチの配置を協議します。
 - コーチ会議は、本会の運営方針・運営手法の確認・更新をおこない、かつ各カテゴリーにおけるチーム作りを協議し、大会参加ごとの責任者を選定します。
 - コーチ会議における議長は本会の代表もしくは副代表とします。
- 第8条 (会計) 本会の会計のうち収入は、以下のものです。
- 選手もしくは選手の保護者から納入される活動費
 - 体育協会から支出される補助金、助成金
 - その他、寄付金など
- 第9条 (スポーツ保険) 本会のすべての選手・コーチは、スポーツ安全保険に加入し、加入した選手・コーチ及び保護者は、事故ある時もこの保険の補償するもの以内とさせていただきます。
- 第10条 (規約の変更) この規約を変更することは、本会に関わる者の複数人から提議され、運営役員と協議した場合に可能とします。
- 第11条 (規約の発効) この規約は、平成16年4月1日から発効し、施行します。
- ◎平成22年3月一部改正し、同年4月1日より施行します。